

J 0 5 0 気管内洗浄（1日につき）			る。
【注の見直し】	注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 5 1 胃洗浄			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 5 4-2 皮膚レーザー照射療法（一連につき）			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、2,000点を所定点数に加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、2,200点を所定点数に加算する。
【新設】	(新設)	→	J 0 8 2-2 薬物放出子宮内システム処置 1 挿入術 200点 2 除去術 150点
【新設】	(新設)	→	J 1 1 5-2 排痰誘発法（1日につき） 44点
J 1 1 6 関節穿刺（片側）			